

令和5年
第3回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和5年3月29日(水) 午後2時～

2. 場 所 南九州市穎娃保健センター

3. 出席委員(18人)

会長	1番	松村 孝徳			
会長職務代理	2番	永山 明美			
委員	3番	福元 三徳	4番	桑代 純一	5番 松永 克生
	6番	吉崎 久男	7番	六反田 達郎	8番 松菌 勝郎
	9番	梶山 俊孝	10番	東垂水 勝秀	11番 今市 範男
	12番	本木下 裕一	13番	宮原 俊郎	14番 月野 貴大
	15番	池田 慎	16番	下之門 信洋	17番 東垂水美智子
	19番	大隣 初美			

4. 欠席委員(1人) 18番 雪丸 泰親

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者及び青年等就農計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第11号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について
- 日程第6 議案第12号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第7 議案第13号 農地法第5条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第14号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第9 議案第15号 農業委員会の適正な事務実施に向けた「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)」の承認について
- 日程第10 議案第16号 事務局職員の任命について
- 日程第11 令和5年度農業委員会当初予算について

- 日程第 12 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志
農政係長 赤崎 美行
農地係長 福永 正司 係員 森山 幸弘

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。雪丸委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 5 年第 3 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 129 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告をおこなう。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等

発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、13番 宮原 委員、15番 池田 委員を指名し、会議書記に赤崎 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日3月29日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。3分～4分でございます。
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が5件ございました。

貸人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。

借人変更によるもの2件、貸人死亡によるもの1件、借人死亡によるもの1件、所有権移転によるもの1件です。地目の内訳は、田4筆 3,531㎡、畑10筆 24,691㎡、山林2筆 448㎡の合計16筆 28,670㎡で、颯娃地域4件、川辺地域1件です。

続きまして7分～20分でございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が87件ございました。

貸人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外で、貸人主導によるもの39件、借人主導によるもの48件のうち、農地中間管理事業への載せ替えが24件となっております。地目の内訳は、田31筆 26,886㎡、畑118筆 153,409㎡の合計149筆 180,295㎡で、颯娃地域34件、知覧地域44件、川辺地域9件です。

なお、各分一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者及び青年等就農計画認定者の報告について を議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 農業経営改善計画認定者につきましては、資料は22 頁からで、今回は、再認定10件であります。

一覧表は23 頁、再認定10件の個別表は、資料の24 頁からになりますので、お目通しをお願い致します。

次に、青年等就農計画認定者について説明いたします。資料は26 頁からで、まず27 頁整理番号1、南さつま市の〇〇〇〇さんで、知覧町出身です。規模拡大により露地野菜の複合経営により所得向上を目指したい考えです。

次に、整理番号2、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。養鶏業で年間を通じて安定した収入の確保及び次世代の担い手の為に魅力ある農業経営を行いたい考えです。

次に、整理番号3、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。和牛生産で飼養管理技術の向上を目指し、経営安定を図りたい考えです。

次に、整理番号4、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。肉用牛繁殖で飼養管理技術の向上を図り、規模拡大を目指し、繁殖雌牛の受胎率向上や分娩間隔の短縮に努め経営の安定化を図りたい考えです。

以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 次に、日程第5 議案第11号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定

についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。池田委員お願いします。

池田委員

報告いたします。30 分の審議番号 1 番です。関連資料は 31 分から 35 分になります。

申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、穎娃町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番外 2 筆，畑 8,890 m²で，〇〇〇自治会東側に位置します。

申請人は，市内で畜産業を営んでおり，手続を経ずに昭和 54 年 3 月に申請地に畜舎を建築していたことから，今回追認で農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側，東側，南側は畑に，西側は市道に接しています。

現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく，雨水は自然流下で既設水路へ放流し，日照・通風等については，緩衝地を設け建築物の高さを抑制しているので，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして，審議番号 2 番です。関連資料は 36 分から 40 分になります。

申請人は，同じく穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は穎娃町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番，畑 1,229 m²で，〇〇〇自治会東側に位置します。

申請人は，市内で畜産業を営んでおり，手続を経ずに平成 16 年 3 月に申請地に堆肥置場を建築していたことから，今回追認で農業用施設用地へ用途区分を変更するもの，申請地の北側は市道に，東側，南側，西側は畑に接しています。

現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく，雨水は自然流下で道路側溝へ放流し，日照・通風等については建築物の高さを抑制しているので，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

次に，本木下委員お願いします。

本木下委員

報告いたします。審議番号 3 番です。関連資料は 41 分から 45 分になります。

申請人は，穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は，穎娃町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番，畑 1,339 m²で，〇〇〇自治会東側に位置します。

申請人は，市内で畜産業を営んでおり，手続を経ずに平成 17 年頃に申請地に堆肥舎を建築していたことから，今回追認で農業用施設用地へ用途区分

を変更するもので、申請地の北東側は農道に、南側は市道に、西側は畑に接しています。

現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設け建築物の高さを抑制しているので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

審議番号1番から3番の用途区分変更につきましては、申請目的が、養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから、やむを得ない変更であると判断されます。なお、3件ともに畑かん設備の更新事業に関連して、手続きを経ずに農業用施設を建築していたことが判明したことから、今回、南薩土地改良区から指摘を受けて追認での申請となったもので、顛末書が提出されております。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第11号 農業振興地域整備計画変更(案)については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第6 議案第12号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。47 号～48 号の 3 条所有権移転 13 件でございます。
譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇
さん外の申請です。
地目の内訳は、田 7 筆 2,716 m²、畑 16 筆 7,422 m²の合計 23 筆 10,138
m²で、理由につきましては、規模拡大 12 件、受贈 1 件です。
10 a 当たりの取引価格につきましては田が 301 千円、畑が 61 千円から 667
千円で、10 a 当たりの取引価格の平均としましては、田 301 千円、畑 360 千
円でございます。
地域別では、穎娃地域 2 件、知覧地域 2 件、川辺地域 9 件です。
なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につ
きましては、申請書及び提出されました 49 号～57 号の調査書、誓約書及び
営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。
以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 12 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件
について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 12 号については、全案件について、申請どおり許可す
ることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 7 議案第 13 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
を議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から報告を
お願いします。桑代委員お願いします。

桑代委員 報告いたします。59 号の審議番号 1 番です。関連資料は 60 号から 63 号に
なります。
譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さ
んです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 500 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市外の持家に居住していますが、息子夫婦が居住している市内で暮らしたいとのことから、持家を売却し、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の農地区分に応じた許可基準につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね500m以内に2つ以上の公共施設、公益的施設が存在する農地であることから、第3種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第13号 農地法第5条許可申請に対する許可については、所有権移転の1件については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第13号に係る案件については、所有権移転の1件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長

次に、日程第8 議案第14号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長

説明いたします。66号をご覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、穎娃町〇〇の有限会社〇〇〇〇外4件です。

田1筆 1,085㎡、畑6筆 7,965㎡の合計7筆 9,050㎡で、理由につきましては、規模拡大3件、受贈2件です。

10a当たりの取引価格につきましては、畑が140千円から387千円で、10a当たりの取引価格の平均としましては、畑が253千円でございます。

地域別では、穎娃地域3件、川辺地域2件です。

続きまして、68号～107号の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、東京都〇〇区の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外265件です。

設定面積は、田113筆 90,527㎡、畑324筆 477,719㎡の合計437筆 568,246㎡で、穎娃地域98件、知覧地域68件、川辺地域100件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が43件、設定面積は、田3筆 3,466㎡、畑87筆 120,296㎡の合計90筆 123,762㎡で、穎娃地域12件、知覧地域31件となっております。

続きまして、109号～119号の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、大阪府〇〇市の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外30件です。

設定面積は、田12筆 9,122㎡、畑107筆 159,367㎡、山林1筆 568㎡の合計120筆 169,057㎡で、穎娃地域10件、知覧地域11件、川辺地域10件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては、件数が5件、設定面積は、田2筆 1,976㎡、畑45筆 75,043㎡の合計47筆 77,019㎡で、穎娃地域2件、知覧地域2件、川辺地域1件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認

められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち、〇〇委員が134～138番、使用貸借利用権設定のうち、〇〇委員が18番～20番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

大隣委員 107ページの262番ですが、10a当りが60,906円なのですが、これは間違いではないですよ。

農地係 (確認する。)
(10a当り18,000円の間違いとの説明する。)

議長 他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第14号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件、賃貸借利用権設定と使用貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第14号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員、〇〇委員の退室を求めます。

(2人 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第14号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適
当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第14号のうち、議事参与の制限に該当する
案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員、〇
〇委員の入室を許可いたします。

(2人 入室)

議長 〇〇委員、〇〇委員に報告いたします。議案第14号のうち、議事参与の制限に
該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議長 次に、日程第9 議案第15号 農業委員会の適正な事務実施に向けた「令和5
年度最適化活動の目標の設定等(案)」の承認についてを議題に供します。事務
局に提案説明を求めます。

農政係長 資料は、121頁からになります。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農
地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化
の推進に係る活動を実施することとされています。また毎年度、3月末まで
に翌年度の最適化活動の目標を設定し、法第37条の規定により、4月末ま
でに公表するとともに、都道府県知事に報告することになっております。

本日は、令和5年度の活動目標設定(案)につきまして、御承認を頂きた
いものであります。

122頁の、令和5年度活動目標であります。

Ⅱの最適化活動の目標ですが、1成果目標として(1)農地の集積の②の
目標では新規集積面積を104.2ヘクタール、(2)遊休農地の解消の②の目
標では令和3年度に判明した緑区分の遊休農地22.3haを5年間で毎年度1/5
ずつの解消を目標とし4.5ヘクタール、前年度の新規発生分については当該
年度にその全てを解消することを目標としております。123頁の(3)新規

参入の促進の②の目標では平成29年度から31年度までの各年度の権利移動面積の平均の1割以上の45.1ヘクタールになること目標としています。

次に2の活動目標ですが、(1)活動日数、1人当たりの活動を月10日を目標としております。(2)強化月間は3月(ツキ)を目標、(3)新規参入相談会への参加目標回数を1回としております。

以上で説明を終わりますが、本日、御承認を頂きましたら、市のホームページで公表することになります。

また、県を通じて国に報告することになりますが、内容について県から修正依頼があった場合は、修正後のものを、公表させていただきますので、あらかじめ御了承下さい。以上で説明を終わります。

議長 只今事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議長 質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第15号 農業委員会の適正な事務実施に向けた「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)」の承認について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって議案第45号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議長 次に日程第10 議案第16号事務局職員の任命についてを議題とします。事務局長の説明を求めます。

事務局長 (説明する)

議長 これより審議をおこないます。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がございませんので採決いたします。議案第16号事務局職員の

任命については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第16号については原案どおり承認されました。これについては、4月1日の発令となります。

議長 次に、日程第11 令和5年度農業委員会当初予算についてを議題とします。事務局長の説明を求めます。

事務局長 (説明する)

議長 これより審議をお願いいたします。質問、御意見はございませんか。

本木下委員 127 ページの上段のタブレットの通信費がありますが、既に導入されている市町村もあるかと思いますが、本市にタブレットが何台入るのかを教えてくださいたいと思います。それと128 ページの下段の遊休農地の解消事業なのですが、3haで昨年度と同額100万円組んであるんですが、実績見込みでどうだったのか2点ほど教えてくださいたいのですが。

農政係長 タブレットの件ですが本市には20台導入しました。研修をすることができなかったのですが、3月の13、14日に職員向けの研修会がありましたので、改めて委員の皆様には地域計画を含めタブレットの研修会を実施したいと思っています。

農地係長 遊休農地等活用条件整備事業につきましては、昨年度、一昨年につきましては、予算額通り執行されております。令和4年度につきましては、半分程度の決算見込みとなります。要件に合わない申込とか、年度内完成が見込めなく取り下げをしたとかで、令和4年度は半分程度の執行見込みであります。

議長 他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がございませんが、これについてはあくまでも報告事項ですので、御了承をお願いします。事務局におかれましては、この予算に基づき適正な事務執行をお願いするものであります。

議 長 次に、日程第12 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和5年第3回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時30分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 13 番 _____

会議録署名委員 15 番 _____